

◎ 東日本旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則の一部を次のように改正し、2021年3月13日から施行する。

改正前	改正後
(略)	(略)
(身体障害者)	(身体障害者)
第2条 この規則において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表に掲げる障害種別に該当するものをいう。	第2条 この規則において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表に掲げる障害種別に該当するものをいう。
(注) 身体障害者手帳の様式は、次のとおりである。	(注 ¹) 身体障害者手帳の様式は、次のとおりである。
「身体障害者手帳の様式等について」（平成31年3月29日障発0329第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により示された様式ア 紙様式（例）	「身体障害者手帳の様式等について」（平成31年3月29日障発0329第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により示された様式ア 紙様式（例）

(第三面)

注)住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届けを出してください	現住	本人の欄
	所	転入年月日
		福祉事務所所長の印
		又は町村長の印

(第四面)

氏名	保護者の欄
続柄	
現住	
所	
月日	保護者となつた年
の印	福祉事務所所長の印

(第五面)

障害名
身体障害者等級表に於ける等級の別
級

(第六面)

備考

(第三面)

注)住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届けを出してください	現住	本人の欄
	所	転入年月日
		福祉事務所所長の印
		又は町村長の印

(第四面)

氏名	保護者の欄
続柄	
現住	
所	
月日	保護者となつた年
の印	福祉事務所所長の印

(第五面)

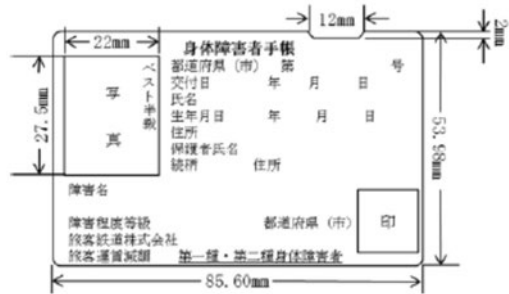
障害名
身体障害者等級表に於ける等級の別
級

(第六面)

備考

イ カード様式

(表)



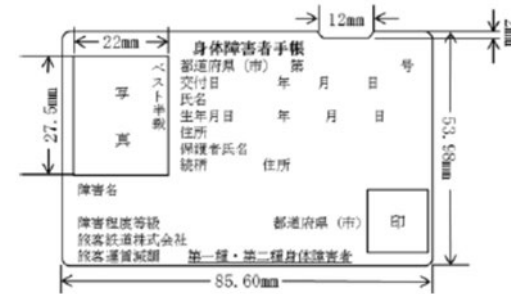
(裏)



- 2 前項の身体障害者を、別表に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。
- 3 第1種身体障害者及び第2種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。
(略)

イ カード様式

(表)



(裏)



- (注2)「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第8条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第11条に定める乗降の際及び乗車船中の呈示に限り、注1に掲げる様式による身体障害者手帳に代わるものとする事ができる。
- 2 前項の身体障害者を、別表に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。
 - 3 第1種身体障害者及び第2種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。
(略)